



# もったいない宣言(ごみ・ゼロ運動)の目標期限の撤廃を

問

答 もったいない宣言は、まちづくりの礎

問

町が保有する不動産の有効活用について、課題のあるものについて問う①庁舎西側の別館②旧庁舎跡地③現大莞保育園④若宮ふれあい広場(隣の公園予定地である旧柏原団地跡地との一体整備)。

町長

①本建物は昭和53年3月に福岡県が建設、平成5年に無償譲渡を受けた。耐震構造に適合していない。また、町の施設に関し図書館の閉架書庫や災害時の避難者用の備蓄物資の保管場所、一般文書の保存場所の確保などが課題。庁内に設置している町有財産活用等検討委員会において、庁舎周辺の土地及び施設の今後の利活用に関する計画を策定したい。

②隣接者との間で土地の一部を生活用通路として行政財産使用許可がなされている。課題を踏まえ、町有財産活用等検討委員会において処分を含め検討する。

③複数の団体から問い合わせがあったが、白紙の状態。大莞保育園の建物は、築37年を経過し、老朽化が進み、相当の改修費用に留意が必要。地域住民の意見も参考に検討する。

④昭和60年から現在に至る

まで当時の土地所有者から無償で貸借されており、地域の老人クラブや青少年及び小学生の運動広場として親しまれてきた。これまでの経緯や地域住民の意向を踏まえ、当該借地を広場として保全するため、福岡県から土地収用事業の認定を受け、平成26年4月に取得した。今後、新たな活用方策を検討する。



若宮ふれあい広場

提 案

P D C Aサイクルの観点からも、総合計画の見直しのタイミングに合わせて、庁外者を交えた町保有の不動産利活用を評価・監視する委員会等を設置して、継続的な利活用の点検を望む。

問

もったいない宣言の6年間の成果を問う。

環境課長

議場では説明がありました。紙面の関係上、広報おおき5月号をご参照ください。

問

もったいない宣言(ごみゼロ運動)されてからの6年間の成果は評価できる。町民の一人としても誇りに思う。一方で、手狭なアパート暮らしや転入者などごみの分別作業に戸惑われている方の新たな分別手法の検討や対策を考案することはできないか。

環境課長

昨年から転入者向けに四半期に一度ごみ分別説明会を開催している。重要な課題の一つであり、実態の調査や対策を検討する。

問

分別ルールの変更は町民の戸惑いがある、工夫できないか。

環境課長

分かり難かった面があったが、分別の大枠は整理されたので、分別の手順書作成や周知徹底の工夫などを検討し対策を図る。

問

「平成28年度までにごみの焼却・埋立処分をしない町を目指す」もったいない宣言(ごみ・ゼロ運動)の目標期限の撤廃を図り、ゆっくり、ゆるーい、ごみ・ゼロ運動にはできないか。

環境課長

平成28年度の目標年度までの期間は、残り2年9カ月余、まずもって目標の現に向かつて全力を尽くしたい。また、目標年度が終了した時点で、それまでの到達点と課題を検証し、今後の取り組み方針、新たな目標の具体化を図っていく。

町長

もったいない宣言は、単にごみを減らしたり、ごみ処理費用を減らすことではなく、生ごみ分別からまちづくりに関心を持ち、協働のまちづくり、自立した地域社会を創造していく大きな役割を担っている。



ごみ分別のようす